



令和3年度報酬改定メモ

令和2年11月21日

放課後等デイサービス事業所幸愛 浅川武彦

令和2年11月21日確認できている 児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業 報酬改定事項のまとめ

- 1～3の加算が新設（創設）される見通し。
- 児童指導員等加配加算Ⅱが廃止。

（児童発達支援事業所、放課後等デイサービス区分1事業所）

- 個人的な見解や解釈を記載しているため、過度の信用は禁物。
- 随時、行政府による各部会が行われている為、情報が上書きされていく。

（個人で最新の情報を確認してください）

- ◆このメモはご自由にお使いください。

（一個人の見解や解釈によるもので責任は負いかねます）

1. 要支援児加算（仮称） ケアニーズの高い児童への支援

- 児童発達支援

『5領域11項目』を用いて自治体で子ども毎に判定作業が行われる見通し。

- 放課後等デイサービス

区市町村にて平成30年度以降の指標該当スコア判定表を用いて『ケアニーズの高い児童』と判定されるケースで筑紫地区では保護者への面談も視野に入れている模様。

※要支援児加算は現行の『指標該当児』と判定された児童と同様ではあるが、来年度からは個別に対応（支援）することにより、それぞれ算定できる仕組みであると考えられる。

よって児童発達支援、放課後等デイサービス区分1事業所では、※『児童指導員等加配加算Ⅱ』の廃止となった部分の減額を補填するものと思われ、放課後等デイサービス区分2事業所においては現行では『児童指導員等加配加算Ⅱ』が算定できなかった分の増額が見込まれると思う。

※いずれも保護者説明が前提として必須です。

福岡県（指定権者）では、保護者への周知として新たに契約書や重要事項説明書の作成、説明を義務としておらず、事業所側で何らかの形で周知することとしています。（浅川確認済み）

2. 要保護加算（仮称） 要保護・要支援児童への支援

- 児童相談所や警察等により虐待等の要保護・要支援が必要とされる児童を受け入れた時の加算。

『やむを得ず虐待等により受け入れが必要とされる児童および生徒』の事を指すとみられる。

従って、一部の事業所にのみ関連する加算になると思われる。

この判定の実施主体（区市町村障がい福祉課、相談支援事業所）や保護者への説明、加算算定の有効期間など、運用面で悩むことが想定される箇所は不明。

※特に保護者への説明は難しいと思います。

虐待等が原因でこの加算を算定することは容易ではありませんが、考え方次第では、事業所側が手厚い支援をしますよ的なものでその為に加算を算定させていただきます、とやんわり伝えてはいかがなものか。

子育て等において保護者のレスパイトとしては良いかもしれませんね。

3. 専門的支援加算 専門職常勤配置加算

- これは一番ややこしい絵に描いた餅的なものになりそうな加算です。

専門職とは主に

理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、公認心理師（CP）がありますが、この他にどんな専門職が挙がるかはわかりません、私の予想では医師、聴覚障害系の資格（通訳等）が入ると思います。

保育士は検討中との事。（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課へ浅川が確認済み）

常勤とのことで定員数が10人未満の事業所においては、新たに専門職を常勤雇用するハードルは高いと思う。

主に定員10人以上の児童発達支援センター向けのものではないかと思われる。

3. 専門的支援加算 専門職常勤配置加算②

※現時点で次の点が不明です。

・ 専門職による支援が必要な児童の認定方法は？

それぞれ専門職には職務内容が異なるため、どの専門職の支援が必要なのか。またどのような形（自治体？かかりつけ医？）で認定（判定）されるものなのか。

・ 加算対象はその児童についてのみか？

支援・配置加算とあって児童指導員等加配加算のように利用児童全員に加算が適用となるのか。

または別に認定（判定）された児童が利用あるいは支援または両方なのか。

認定（判定）をされた児童以外は？

3. 専門的支援加算 専門職常勤配置加算③

・児童指導員等加配加算Ⅰとのダブル加算が可能か？

児童指導員等加配加算Ⅰの専門職加配加算も算定が可能かどうか。

・特別支援加算との棲み分けは？

まず、現行の特別支援加算とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、看護職員、所定の視覚障害者支援研修受講者等の資格者が作成する『特別支援計画』に基づき、児童および生徒に対して機能訓練を実施することで加算が算定されるものである。

なにか似たようなものではありませんが、特別支援加算が廃止されそうにも思えます。